

基本構想

- 1 長期総合計画の位置づけと構成
 - 1) 計画の位置づけ
 - 2) 計画の構成と期間
 - 3) 分野別計画との関連
- 2 瑞穂町の課題
- 3 第4次長期総合計画の基本理念と将来都市像
 - 1) 基本理念
 - 2) 将来都市像
- 4 まちづくりの5つの基本目標
- 5 まちづくりの将来指標（将来フレーム）
 - 1) 人口
 - 2) 財政
- 6 施策の大綱
 - 1) 健康で元気なみずほ
 - 2) 一人ひとりが輝くみずほ
 - 3) 魅力ある温かいみずほ
 - 4) 安全安心やさしいみずほ
 - 5) 快適で美しいみずほ
- 7 総合計画を推進するために

1 長期総合計画の位置づけと構成

1) 計画の位置づけ

本計画の名称は、『**第4次瑞穂町長期総合計画**』とします。

第4次瑞穂町長期総合計画は、平成32年度を目標年度とするまちづくりの指針です。

これまでの計画（第3次瑞穂町長期総合計画）の見直しをはかるとともに、社会経済情勢の動向や町民の意向を十分にふまえ、新たなまちづくりを推進するための計画とします。

なお、第4次瑞穂町長期総合計画は、

- ① まちづくりの最上位計画であること
- ② 町政運営の指針であること
- ③ 町民や各種団体のまちづくりの活動指針であること
- ④ 国や東京都などへの、今後のまちづくりの意思を明確化したもの

と位置づけます。

2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のとおりです。

【基本構想】

基本構想では、時代の潮流や町の特性および課題をふまえ、瑞穂町における課題を明らかにした上で、めざすべき将来都市像を描き、その達成のための基本的な考え方を明らかにします。

また、分野別にまちづくりの基本方針（施策の大綱）を明らかにします。

計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする10年間とします。

【基本計画】

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像とまちづくりの基本方針を受けて、その実現に必要な基本的な施策を分野別に体系化し、内容を明らかにします。

なお、計画期間の中間年度において、計画の進ちょく状況や社会経済情勢をふまえ、後期基本計画を改めて策定するものとします。

基本構想

【実施計画】

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的に示すもので、それぞれの優先度や実効性を配慮し、推進すべき内容の実施年度、事業量、実施主体、財源内訳などを明らかにします。

計画期間は3か年のローリング方式とし、まちづくりの動向や財政状況に対応して実効性の確保につとめます。

3) 分野別計画との関連

個別の行政分野において策定する分野別計画は、第4次瑞穂町長期総合計画基本構想に示された基本理念、将来都市像およびそれを達成するためのまちづくりの基本方針に示された施策の方向性、そして第4次瑞穂町長期総合計画基本計画にもとづき、施策間の調整をはかりつつ策定するものとします。



2 瑞穂町の課題

瑞穂町は、都心から約40kmの位置にありながら緑や自然を多く残し、都市と自然が共存するまちです。新しい市街地の形成などにより人口の流入があることや多様な産業があることから、町民のまちづくりに対する要望などはさまざまとなっています。

まちづくりは、すべての町民が、安心して、元気に、いきいきと暮らせることが理想です。

ここでは、町民意識調査、各種団体意向調査、まちづくり懇談会などにおける意見をふまえ、多くの人が共通してもつ瑞穂町の課題についてまとめました。

① 人がささえあう地域づくり

瑞穂町には、保健センター、ふれあいセンター、子ども家庭支援センター、高齢者福祉センターなどの町立の健康・福祉施設に加え、民間の保育園や*認証保育所などがあり、それぞれの施設が福祉サービス提供の拠点となっています。高齢者や障がい者への支援では、介護保険料の軽減、福祉バスの導入、福祉作業所「さくら」の建設などを実施し、子育て環境の充実では保育や医療費の負担軽減を、健康づくりの支援では各種健診事業を充実させてきました。

現在瑞穂町は、多摩地域の平均値と比べ高齢化率は低く、年少人口比率は高い位置にありますが、今後到来する少子社会、*超高齢社会に対応し、子どもが健やかに成長できるように、そして元気な高齢者を増やすために児童福祉や高齢者福祉の充実につとめるとともに、すべての町民が健康的な生活を送ることができるように、保健・医療の充実に取り組むことが必要となります。

高齢者や障がい者などだれもが隔たりなく、いきいきと笑顔で生活できるとともに、だれもが地域社会の一員としてささえあう、安心感のある保健・医療・福祉のまちづくりを実現することが重要です。

② ところ豊かな人を育む教育環境づくり

瑞穂町では、町独自の学力向上施策、小・中学校の耐震化など教育環境の整備、将来を担う人材の育成と青少年の夢を実現するための支援として奨学金制度の創設および拡充、生涯学習団体などが行う活動への支援などを行ってきました。今後は、地域との協働による教育力の向上や郷土愛を育む教育など、教育基本計画にもとづいた個性とやさしさを育む教育施策を展開することや、教育振興に対する保護者や町民の理解をさらに深めることが必要です。

認証保育所 利用者と施設との直接契約方式が取り入れられた、民間企業など多様な事業者が運営する保育所。平成13年に創設された東京都独自の「認証保育所制度」にもとづき発足した。

超高齢社会 高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会。

あわせて、義務教育以前における幼児教育の重要性が再認識されています。家庭と地域そして学校との連携をさらに強化することによって、子どもたちがいきいきと育まれる環境づくりを推進することもとめられています。

子どもから高齢者まで、豊かな人間性を育むことができるよう、いつでも、どこでも、だれでも気軽に学習できる機会の提供とその成果を活かすことのできる仕組みや環境づくりを推進することがとめられます。また、教育関連施設の整備充実も多くの町民がとめています。図書館のあり方を検討するとともに、新たな郷土資料館の設置をすすめるなど、町民の学習意欲を高めることや、町民が町の歴史や文化に愛着をもつことのできる施設の充実が必要です。

③ 活力を創出する産業ネットワークづくり

郊外型大型商業施設の進出は、町民の利便性の向上や雇用の場の提供などをもたらしています。その一方で既存の商店は、地域に密着した経営を行っているものの、消費者ニーズの多様化や消費形態の変化などにより大きな転換を迫られています。今後は、地域コミュニティの核としての商店の魅力を一層高めることがとめられています。

工業では技術力の高い製造業が集積し、工業製品の製造出荷額が都内でも有数の高水準にありますが、経済状況や景気の動向に大きく影響を受ける中小企業や小規模な工場が多く存在します。今後は、町の強みである工業技術の継承と後継者の育成、海外企業や大企業に負けない独自性の高い技術と営業力の強化、研究開発に関する強力なサポーター（大学など）の発掘と提携、工業の集約化と関連企業による共同受注、あるいは異業種の経営者同士の連携など、さまざまな展開を研究および模索することがとめられています。

また、*昼間人口が都内市町村の中でも高水準にあることから、今後もさらなる産業活性化と雇用促進に対する期待が高まっています。企業などの取組に対する側面からの支援や、雇用確保につながる優良企業の誘致をすすめることが必要です。

町の農家は、花卉や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などから不耕作地が増加しています。農地の保全やあり方について方針を示すことが必要です。また、現在は経営に関する支援や、瑞穂ブランド（特産品）の研究開発を行っていますが、今後は*グリーンツーリズムや観光にも視点を置いた新たな都市農業の展開が期待されています。新たな担い手の発掘とその誘引、一体的な農地の活用による経営の効率化や集約化、イベントおよび観光施策との連携など、特色ある農業を創出するための研究が必要です。

昼間人口 従業地・通学地を反映した昼間の人口のこと。

グリーンツーリズム 都市住民が農山村で、農作業体験や自然を舞台としたスポーツなどを通じ、人・自然・文化との交流を楽しみ滞在型余暇活動のこと。

④ 人と人とのやさしいつながりづくり

町内会・自治会への加入率は、徐々に減少する傾向にありながらも他自治体に比べ高く、長い営みの中で培われた町民の結束力は維持されています。しかし、都市化の進展による地域コミュニティの希薄化は瑞穂町においても懸念されています。町民の自治意識に関係することから、これまで以上に地域コミュニティ活動の場づくりや、町内会・自治会が行う地域づくり事業への支援など、コミュニティ振興計画や社会貢献活動団体との協働に関する指針にもとづいた施策の展開が重要となります。

人と人とのやさしいつながりは地域力を向上させ、ともにささえあう協働のまちづくりへとつながります。町民の就業形態は多様であることから、さまざまな経験や知識、技術をもった人がいます。地域における人材の発掘や育成、連携を推進し、地域の人それぞれが主役となった活力あるまちづくりをすすめることが必要です。さらに、コミュニティセンターなどの既存施設の有効活用を含め、町民の集う場所づくりを支援し、これらの場を人と人をつなぐ拠点として機能させることも重要です。

また、世代間の交流をはじめ地域を越えた連携ももとめられています。これまで横田基地や姉妹都市米国モーガンヒル市、アジアの都市との新たな交流を行ってきましたが、今後も、町民が国際的な広い視野をもち、国際化や国際交流について主体的に参加できる環境の整備が必要です。あわせて、あらゆる町民が互いを尊重し、認め合える意識づくりも重要です。

⑤ 安全で安心感のある暮らしづくり

防災や防犯面でもっとも効果を発揮するのは地域の力です。町ではこれまで、自主防災組織の強化など地域連携の充実への支援、青色回転灯装備車によるパトロール、防犯灯の増設、安全な都市機能を創出する土地区画整理事業など、安全に安心して住むことができるまちを実現するための対策を強化してきました。今後も町民の安心感を高めるため、地域防災計画などにもとづき、常に実効性が確保され、町民、地域および町が一体となった施策をさらに推進することがもとめられます。

また、町民、地域および町が一体となった施策を推進するため、地域ボランティアを育成するとともに、町内会などの*地縁組織や地域ボランティアによる子どもや高齢者の見守りをはじめとした自発的な活動が期待されています。

米軍横田基地の航空機による騒音や事故への対策をはじめとした安全で快適な住環境への対応ももとめられます。

⑥ 地域資源を守るやさしい環境づくり

瑞穂町は、動植物の宝庫である狭山丘陵をはじめとした豊富な自然環境に囲まれ、町民のいこいの空間となっています。休日には、多くのハイカーなどが訪れ、自然に触れ親しんでいます。町民が愛し親しむ財産である狭山丘陵や狭山池周辺などの緑や自然環境を大切に守るとともに、新たな魅力ある自然空間を創出し、将来へ引き継ぐことや、観光や産業活性化の施策と連携させることが必要です。また、みずほリサイクルプラザおよびエコパークを拠点としたエコ対策やCO₂などの*温室効果ガスの削減に向けた啓発など、地球環境に配慮した施策の展開も必要です。

⑦ 人があつまる魅力ある都市空間づくり

瑞穂町の人口は、平成の初めまでは順調に増加してきましたが、その後、増加の傾向は緩やかになり、平成15年をピークに以後は微減の傾向にあります。全国的に人口減少が予測されている中、町の活力を高めるためにも町民人口を維持あるいは増加させることが望めます。

人口の流入や定住を促進するためには、町の魅力を高める必要があります。これまで、豊かな自然環境を守りながら計画的に市街地を形成してきましたが、土地区画整理事業や都市計画道路の築造、駅周辺整備などの都市基盤整備や公共交通などの都市としてのさまざまな機能を充実させ、活力と利便性を向上させることが重要です。

町域には*市街化調整区域が存在しますが、これらの区域内にあり、地域資源である農地の保全につとめる必要があります。また、*市街化区域では、土地区画整理事業を中心とした都市基盤整備事業によって、新たな市街地として機能的かつ魅力ある空間も整備されています。交通アクセスにも便利な地理的条件を備え、開発可能な土地が多くあることから、都市計画マスタープランの見直しの中で、市街地形成の望ましい将来像を明確にしていくことが必要です。

また、恵まれた自然環境と歴史的空間も含めた地域資源を有効に活用し、新たな人や物の交流を創出することが望めます。

JR八高線の複線化や新駅設置、多摩都市モノレールの延伸やバス路線の充実などがもたらされていることから、公共交通の整備促進をこれからも関係機関へ継続的に強く働きかけていくことが必要です。

また、人があつまる魅力づくりを強化するとともに、町全体として多くの人を受け入れる環境づくりを積極的にすすめることがもたらわれています。

温室効果ガス 二酸化炭素など、大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。

市街化調整区域 都市計画で定められる都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域。

市街化区域 「都市計画法」にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

⑧ 地域協働による自立できる基盤づくり

地方分権社会が到来し、「*新しい公共」という概念が取り上げられています。町民ニーズの高度化、多様化に伴って公共サービスの範囲が拡大し、町民、*NPO、企業などと協力、連携した地方自治の実現がもとめられています。今後はさらに協働の視点にもとづき、町民や地域、企業などが行政との役割分担を行い、地域の特性にあったきめ細かなサービスを提供するため、互いがささえあう活力あるまちづくりを実現することがもとめられています。

一方、町が行財政においては、限られた貴重な財源や資源を効率的かつ効果的に使って町民サービスを充実させる必要があります。また、老朽化がすすんだ施設があり、維持管理に多大な財政負担が必要となることから、公共施設の計画的な整備や効率的な維持管理なども行う必要があります。自治体間の連携によって、施設の広域的な活用も一部開始していますが、今後もさらなる連携が期待されます。

課題の集約

豊かなところで健やかに生活できるふれあいづくり

町民のだれもが健康で、心豊かに生活できるまちづくりを推進し、地域がふれあい、ささえあうまちの創造をめざすことが重要です。

安心して元気に生活できる活力づくり

町民のだれもが安全に安心して、元気に生活できるまちづくりを推進し、人と人がつながり、活力にあふれたまちの創造をめざすことが重要です。

美しい緑の中で快適に生活できる潤いづくり

町民のだれもが豊かな自然を実感しながら生活できるまちづくりを推進し、快適で潤いのあるまちの創造をめざすことが重要です。

3 第4次長期総合計画の基本理念と将来都市像

1) 基本理念

この総合計画を推進するための基本理念を「**自立と協働**」と定めます。

これからのまちづくりは、町民や事業所、地域団体などと町が、それぞれ自立し、対等な関係で自らの役割とその責任を分担するとともに、情報を共有し、手を取り合いながらすすめていくことが重要です。したがって、瑞穂町に関するすべての人々がまちづくりに参画できるよう、協働型社会の形成をはかります。

さらに、地方分権などの時代の流れをふまえ、自立したまちづくりを可能とする健全な行財政運営につとめます。

2) 将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

これからのまちづくりは、

- 豊かなところで健やかに生活できるふれあいづくり
- 安心して元気に生活できる活力づくり
- 美しい緑の中で快適に生活できる潤いづくり

がもとめられています。

町民一人ひとりが豊かな心と生きがいをもって、潤いのある快適な空間で、活力に満ちた生活を送ることができる地域社会を創造することが重要です。そして、このまちに暮らすすべての人々が自らのまちに愛着と誇りを感じながら、未来に引き継いでいくことが望まれます。

このようなことから、瑞穂町のめざすべき将来都市像を、「みらいに ずっと ほこれるまち（未来にずっと誇れるまち）潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」とします。

4 まちづくりの5つの基本目標

1) 健康で元気なみずほ

生涯健康で元気に生活できることは、すべての町民の願いです。乳幼児から高齢者まで、各年代に応じた健康支援策を講じるとともに、医療制度の充実、医療体制の整備をすすめます。また、価値観の多様化や*超高齢社会の到来を控え、だれもが自立した豊かな生活を送り、ふれあいのある地域社会の実現をめざすとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備につとめます。

2) 一人ひとりが輝くみずほ

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくりにつとめます。また、だれもが自己目標の実現をはかることのできるよう、いつでも、どこでも学習できる環境づくりにつとめ、一人ひとりが生涯輝くことのできるまちづくりをすすめます。

3) 魅力ある温かいみずほ

社会を明るくするためには、活力とにぎわいを創出し、魅力ある地域社会を形成することがとめられます。町の特徴を活かした産業の集積と、町の魅力を発信し多くの人が集う観光事業の創出をはかります。また、個人を尊重すると同時に、個人が手を取り合って形成したコミュニティを尊重することも地域の活性化に欠かせません。コミュニティの醸成を支援し、人と人がつながる温かいまちづくりをすすめます。

4) 安全安心やさしいみずほ

安全で安心できる生活環境と、温暖化を防止する地球環境の形成には、地域社会全体での取組が必要です。町民、事業者、町が一体となってその責務を全うし、安全に安心して暮らせるまちづくりをすすめます。また、自然環境の保全や循環型社会を推進し、人と自然の調和の取れた環境にやさしい地域社会を形成します。

5) 快適で美しいみずほ

町の財産である豊かな自然と魅力ある都市空間の調和は、見る人にやすらぎと潤いを与えてくれます。時代の変化に対応した都市基盤や生活基盤を整備するとともに、美しい街並みを形成します。また、*ユニバーサルデザインの視点を取り入れた便利で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

超高齢社会 高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会。

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう、生活環境やその他の環境をつくり上げること。

まちの課題から計画の推進までの流れ

まちの課題

豊かなところで
健やかに生活できる
ふれあいづくり

安心して
元気に生活できる
活力づくり

美しい緑の中で
快適に生活できる
潤いづくり

将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

基本目標

健康で元気なみずほ

一人ひとりが輝くみずほ

魅力ある温かいみずほ

安全安心やさしいみずほ

快適で美しいみずほ

まちづくりの方針

皆でささえ健やかに暮らせるまち

生きがいとふれあいのあるまち

豊かなところを育むまち

一人ひとりが生涯輝けるまち

活力とにぎわいのあるまち

人がつながる温かいまち

安全に安心して暮らせるまち

地球を守る環境にやさしいまち

美しい街並みの住みよいまち

便利で快適に暮らせるまち

総合計画を
推進するために

連携と協働がささえるまち

健全な行財政運営の自立したまち

基本目標、まちづくりの方針における施策分野の位置づけ

健康で元気なみずほ

皆でささえ健やかに暮らせるまち

- 保健・医療
- 社会保険制度

生きがいとふれあいのあるまち

- 地域・生活福祉
- 児童福祉
- 障がい者福祉
- 高齢者福祉

一人ひとりが輝くみずほ

豊かなところを育むまち

- 学校教育
- 青少年健全育成

一人ひとりが生涯輝けるまち

- 生涯学習
- スポーツ・レクリエーション
- 文化・芸術

魅力ある温かいみずほ

活力とにぎわいのあるまち

- 農業
- 商工業
- 観光・イベント

人がつながる温かいまち

- コミュニティ
- 平和・人権
- 都市交流・国際化

安全安心やさしいみずほ

安全に安心して暮らせるまち

- 安全・安心
- 基地対策
- 消費生活

地球を守る環境にやさしいまち

- 循環型社会
- ごみ・し尿
- 環境保全
- 環境美化

快適で美しいみずほ

美しい街並みの住みよいまち

- 土地利用
- 土地区画整理
- 景観

便利で快適に暮らせるまち

- 公共交通
- 住宅・公園
- 道路
- 上下水道・河川

総合計画を推進するために

連携と協働がささえるまち

- 地域協働
- 広報・広聴

健全な行財政運営の自立したまち

- 行財政運営
- 広域行政

5 まちづくりの将来指標(将来フレーム)

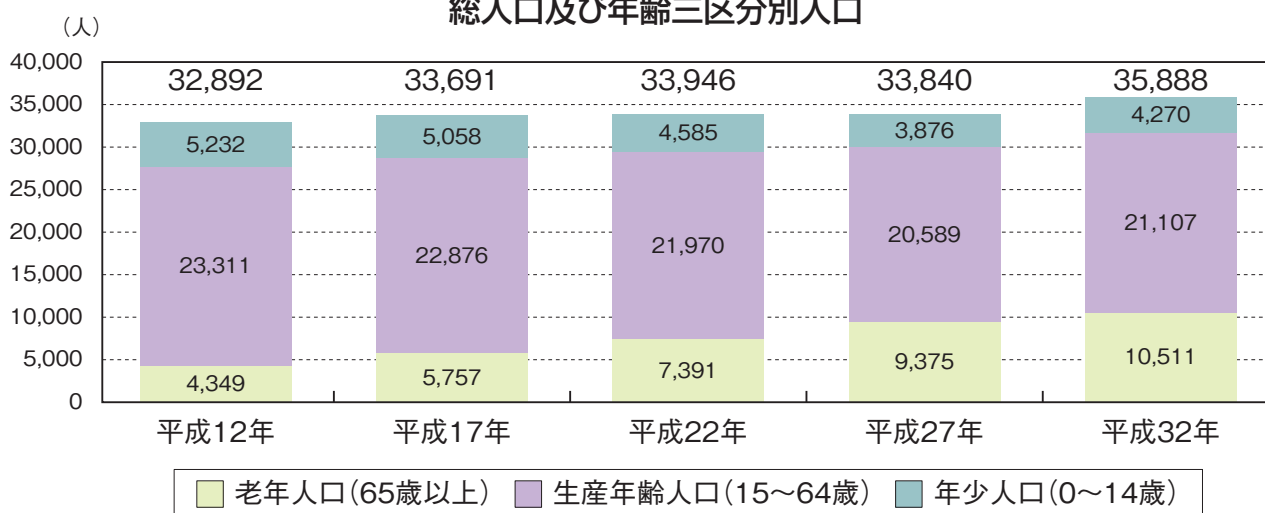
1) 人口

瑞穂町の人口は、平成15年まで増加傾向にありましたが、その後減少が続き、さらに今後とも自然減少が続くと推計されています。

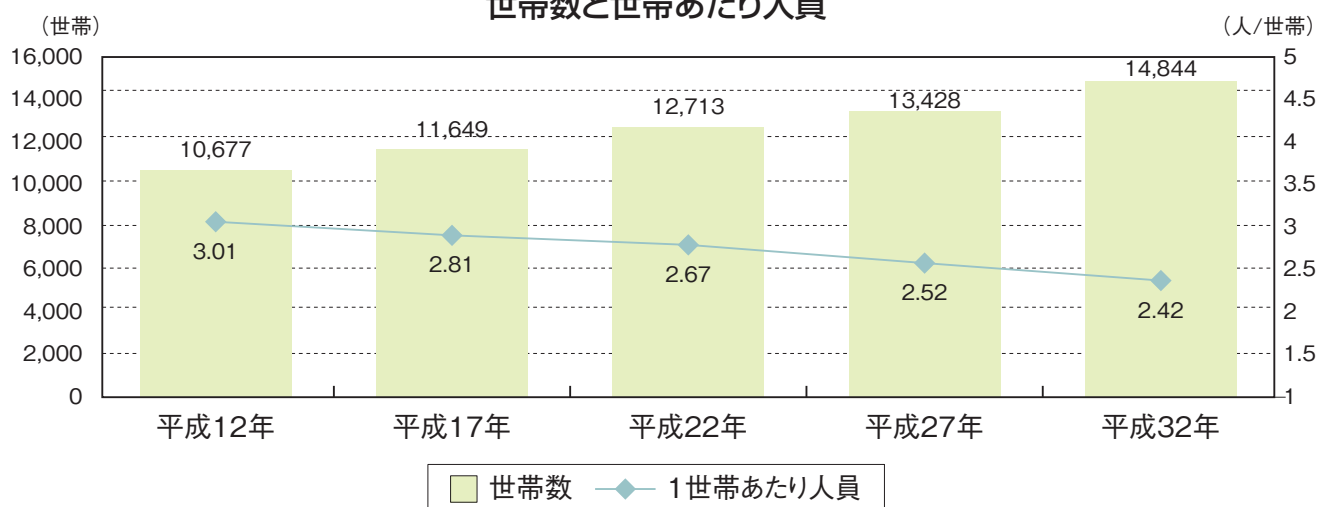
しかし、今後10年間に於ける子育て支援策や企業誘致の積極的な推進と、土地区画整理事業の進展による人口増を見込み、平成32年の人口フレームを次のように想定します。

人口 36,000人 世帯数 14,800世帯

総人口及び年齢三区分別人口



世帯数と世帯あたり人員



注：平成12年、17年は国勢調査結果であり、年齢不詳人口は各年代別に按分して加算、世帯数は一般世帯数。平成22年以降は推計値。

基本構想

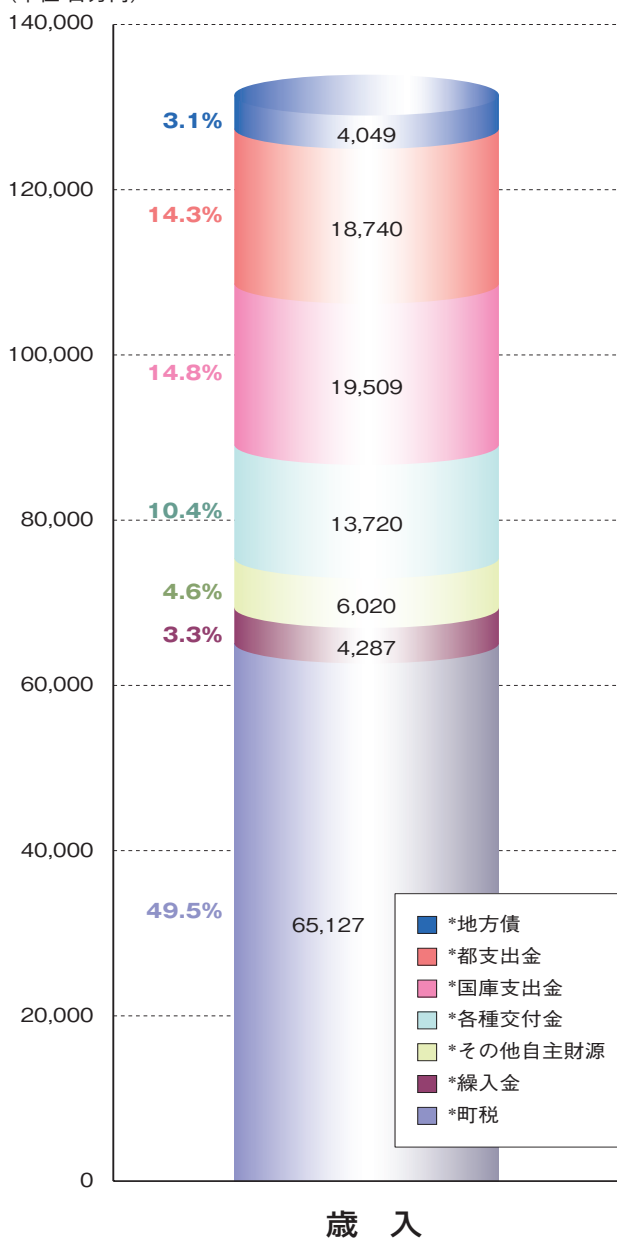
2) 財政

この長期総合計画における10年間の財政計画(*普通会計ベース)の総額は、以下のとおりです。

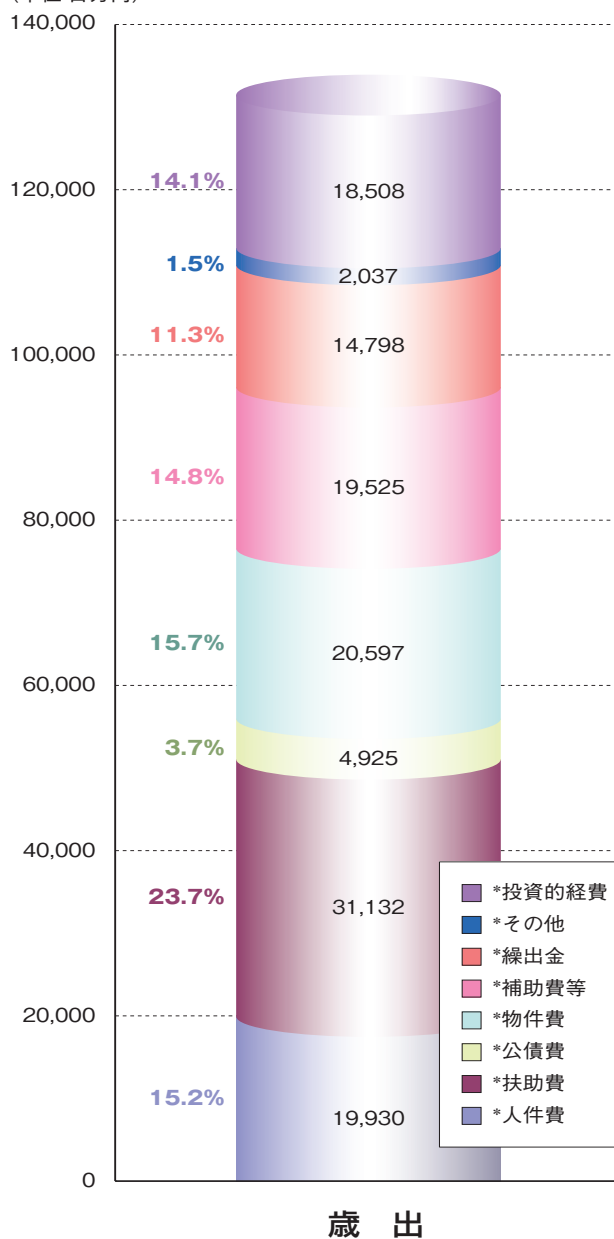
23年度から32年度までの10年間の歳入歳出予算総額

1,314億5,200万円

(単位:百万円)



(単位:百万円)



普通会計 瑞穂町における普通会計の対象は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業会計。

町税 町が課税権の主体であるもので、町民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税がある。

繰入金 基金(預金)や特別会計から、一般会計に繰り入れられる収入のこと。

その他自主財源 地方公共団体が自主的に収入することができる財源(自主財源)のうち地方税と繰入金を除いたもの。分担金・負担金、使用料・手数料など。

各種交付金 国税や都税として納められた税を、一定の基準により地方公共団体に譲与または交付されるもの。

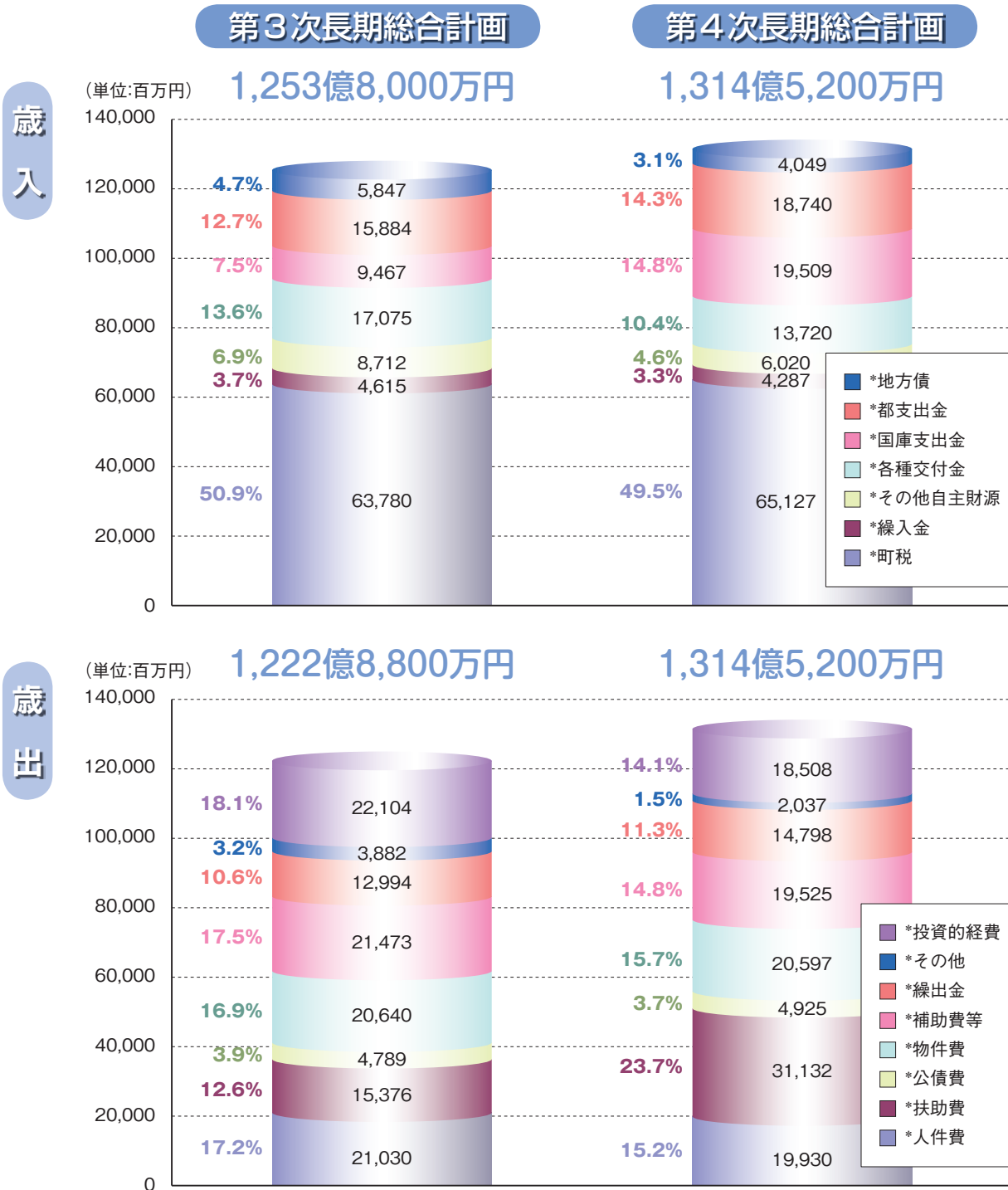
国庫支出金 国から地方公共団体に、特定の事務事業経費に必要な財源として交付される資金の総称。

都支出金 東京都から地方公共団体に、特定の事務事業経費に必要な財源として交付される資金の総称。

地方債 外部から調達する借入金のうち会計年度を越えて負担する債務のこと。いわゆる借金。

【第3次長期総合計画との比較】

第3次長期総合計画期間（平成13年度から22年度）における決算額（平成22年度は当初予算額）と、第4次長期総合計画における財政計画との比較は、以下のとおりです。



人件費 職員や議員などに対して給与や報酬として支払われる経費のこと。
扶助費 各種福祉関連支給経費や、高齢者や障がい者に対する日常生活支援事業に要する経費のこと。
公債費 地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の、償還（返済）に要する経費のこと。
物件費 消費的経費のうち、性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の経費の総称。
補助費等 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など。
繰出金 一般会計から他の特別会計に繰り出す経費のこと。
投資的経費 支出の効果が長期にわたるもので、道路、橋りょう、公園、学校などの整備に要する経費のこと。
その他（の支出） 維持補修費や積立金など。

6 施策の大綱

1) 健康で元気なみずほ

まちづくりの方針1 皆でささえ健やかに暮らせるまち

(1) 保健・医療

町民自らが健康づくり活動を展開できるよう支援するとともに、乳幼児から高齢者まで各年代に応じた健康診査などの受診機会の拡大につとめます。また、年齢、体力、目的にあったスポーツ事業、高齢社会に対応したレクリエーション機会の提供を通じて、町民の健康づくりを推進します。

地区医師会と協力した*一次医療と公立福生病院を拠点とした*二次医療の連携により、適切な医療体制を構築します。

(2) 社会保険制度

国民皆保険制度の維持に向け、適正な保険財政の運営をはかります。

国民健康保険については、*特定健康診査や特定保健指導、健康づくり事業との連携により、町民の健康の維持と医療費の抑制を促進します。

今後到来する*超高齢社会に対応し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、安定的な介護サービスの提供につとめるとともに、国の医療制度改革に柔軟に対応し、生活機能レベルに対応した円滑なサービス利用を支援します。

また、国民年金については制度の趣旨普及と啓発、年金相談の充実につとめ、加入促進と無年金者の防止をはかります。

一次医療 入院治療の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者を対象とする医療のこと。

二次医療 入院治療を必要とする重症患者に対応する医療のこと。

特定健康診査 生活習慣病の早期発見、予防を目的とする健康診査。

超高齢社会 高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会。

まちづくりの方針2 生きがいとふれあいのあるまち

(1) 地域・生活福祉

住み慣れたまちで、だれもが自立した生活を送ることができるよう、町民全員でささえあう心豊かな地域社会の形成につとめます。また、ひとり親家庭や生活困窮者などの自立が一層促進されるよう、就労支援や相談体制、経済的支援の充実をはかります。

(2) 児童福祉

ゆとりをもって安心して子育てに取り組むことができるように、子どもの成長と子育て家庭を地域全体でささえる仕組みづくりと、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供につとめます。また、児童館や学童保育クラブ、子ども家庭支援センター事業の充実をはかり、子どもたちの豊かな社会性を育みます。

(3) 障がい者福祉

*ノーマライゼーションの意識のもと、障がい者（児）が隔たりなくいきいきと生活できるよう、地域活動への参加促進と自立への支援推進をはかります。また、*指定相談支援、就労支援、生活支援の充実につとめます。

(4) 高齢者福祉

地域住民が互いにささえあい、高齢者が生きがいをもって安心して生活できるよう、*地域包括支援センターを拠点とした地域ネットワークを構築するとともに、医療や介護サービスを補完する生活支援サービスを適切に提供します。

ノーマライゼーション 年齢や障がいの有無にかかわらず地域でともに助け合い、普通に生活ができることが正常であるという考え方のこと。
指定相談支援 「障害者自立支援法」にもとづき、特に計画的なサービスを必要とする障がい者などを対象に、「サービス利用計画」の作成や、障害福祉サービス事業所との連絡調整などを行うこと。
地域包括支援センター 「介護保険法」で定められた、高齢者の在宅生活を総合的に支えていくための機関。

2) 一人ひとりが輝くみずほ

まちづくりの方針3 豊かなところを育むまち

(1) 学校教育

豊かな人間性と社会性を育むとともに、学力の定着と向上のため、教育内容と学習環境の充実をはかります。また、地域と連携した安全な学校づくりを推進します。

学校、家庭、地域の交流を促進するとともに、幼稚園や保育園と小学校との連携により、就学前の教育支援につとめます。

(2) 青少年健全育成

次代を担う青少年が心身ともに健全に育つための環境整備と、家庭や地域における教育力の向上をめざし、子育て支援施策と連携した総合的な取組をすすめます。

また、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会、子ども会連合会などと連携し、自主性と協調性のある青少年の育成につとめます。

まちづくりの方針4 一人ひとりが生涯輝けるまち

(1) 生涯学習

だれでも、いつでも、どこでも学習できることを基本に、関連団体とのネットワークを強化するとともに、情報の一元化をはかり、すべての人にわかりやすい生涯学習情報を提供します。また、現代的課題や地域課題に適切に対応した講座や教室などを提供するとともに、町民や団体の自立的な学習活動を尊重しながら、その支援につとめます。

利用者ニーズに合った図書の提供につとめるとともに、利用しやすい新たな施設を整備するなど図書館機能の充実をはかります。

(2) スポーツ・レクリエーション

すべての町民が気軽にスポーツを行い、レクリエーションに参加できる環境づくりをすすめる、町民の健康の保持、増進をはかります。*総合型地域スポーツクラブの設立や*東京国体の開催を契機に、健康スポーツ社会の形成をめざします。

(3) 文化・芸術

町民の活発で旺盛な学習意欲に対応するとともに、関係団体の交流を促進し、効果的な活動ができるネットワークづくりにつとめます。また、団体との協働による講座や事業を実施し、自主的な文化活動を支援します。

町民の郷土愛を育み、町の伝統文化を継承するための環境を整えます。

3) 魅力ある温かいみずほ

まちづくりの方針5 活力とにぎわいのあるまち

(1) 農業

優良農地の保全と不耕作農地の解消につとめるとともに、環境保全型農業の推進、*認定農業者制度の普及推進により、経営力の向上を促進します。また、特産品の付加価値づくりへの支援、新たな特産品の創出とブランド化、生産者と消費者がつながりをもつことができる地産地消の環境整備につとめます。

(2) 商工業

消費者のニーズに合わせた魅力ある商店街づくりを支援し、地域商業の活性化をはかります。また、既存の商店と大型店との共存をめざし、経営基盤の強化と地域密着型の商店づくりを支援します。

工業集積により蓄積された技術を活かした新産業の育成を支援します。また、中小企業の経営体質の強化と経営安定化を支援します。

東京都や多摩地域の市町村との連携による産業集積をはかるとともに、優良企業の誘致をすすめます。

町民の就業機会を拡充するため、東京都や*NPOなどと連携し、雇用の場の確保や就業の支援をはかります。また、すべての勤労者が働きやすく、仕事と家庭生活が両立できるよう企業への啓発につとめます。

(3) 観光・イベント

町の特徴や歴史、文化を観光資源として、観光地や観光地周辺を整備し、町内外から多くの人が集うにぎわいづくりをすすめます。また、観光ガイドやホームページのほか、幅広いメディアを活用し、町の魅力を発信します。

イベントの共同開催や新規イベントの創出により、地域コミュニティの醸成をはかります。

まちづくりの方針6 人がつながる温かいまち

(1) コミュニティ

自ら課題を発見し、解決をはかるという役割を果たし、町民一人ひとりが主役となったまちづくりをすすめるため、コミュニティリーダーを育成するとともに、コミュニティの醸成に向けた支援を行います。また、コミュニティを形成するための活動拠点の*ユニバーサルデザイン化をすすめ、だれもが利用しやすい施設とします。

(2) 平和・人権

世界平和は社会全体の願いです。平和を希求する町民意識を育む環境づくりにつとめます。また、町民すべての人権を守るため、子どもから高齢者まで多くの町民が人権擁護の心を育む機会の提供につとめます。

(3) 都市交流・国際化

町の*アイデンティティを再認識するとともに、知識と見聞を広げるため、都市間における人、物、文化、地域資源などの交流の場を創出します。

町民が互いの文化や国籍、言葉の違いを超えて相互理解を深めるよう、米国モーガンヒル市やアジアの都市との交流を推進します。また、外国人町民がよき隣人として生活できるよう、多文化共生の地域づくりをすすめます。

4) 安全安心やさしいみずほ

まちづくりの方針7 安全に安心して暮らせるまち

(1) 安全・安心

「安全・安心まちづくり条例」にもとづき、町民、事業者および町が一体となってその責務を全うし、安全に安心して暮らせる地域社会を構築します。

災害に備え、防災体制を整備、充実するとともに、事業所との応援協定の推進、自主防災組織の強化、町民の防災意識の向上をはかります。また、常備消防である福生消防署と連携し、消防団活動への支援や普及啓発を行い、町の消防力の充実につとめます。

犯罪抑止対策や被害者対策について、関係者が一体となって、情報の共有化や連携した活動を展開し、防犯対策をすすめます。

高齢者や子どもを危険から守るため、交通マナーやモラル、交通安全意識の高揚をはかります。また、適切な交通安全施設の設置、放置自転車対策の徹底により、歩行者の安全確保につとめます。

(2) 基地対策

快適な居住空間で、安全で安心な生活環境を確保するため、基地に起因するさまざまな障害の解消に向け、情報の開示や航空機騒音の縮小について要望していきます。

また、*国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額や各種補助制度の拡充について、働きかけていきます。

なお、騒音や事故の危険性が增大する軍民共用化については、反対の姿勢を貫きます。

(3) 消費生活

インターネットによる情報社会が形成されている中、消費者の安全と利益を損なう問題が増えていきます。消費生活に関する正しい知識の普及と消費者の自立への支援につとめるとともに、関係機関との連携を強化し、町民の生活を守ります。

まちづくりの方針8 地球を守る環境にやさしいまち

(1) 循環型社会

廃棄物の中間処理施設としてのリサイクルプラザの機能を発揮し、新たなリサイクル手法の構築や正しい分別収集の徹底をはかり、町民主体の循環型地域社会を形成します。また、日常生活の中での省エネルギーの推進や自然エネルギーの利活用など、地球温暖化対策に取り組めます。

(2) ごみ・し尿

ごみ処理に関するルールの遵守とマナーの向上を啓発し、ごみの排出抑制をはかるとともに、さらなる資源化を研究していきます。

また、し尿の効率的処理につとめるとともに、公共下水道への接続を促進し、衛生環境の向上をはかります。

(3) 環境保全

人と自然の調和の取れた共生社会の形成に向け、豊富な緑を守り育てるとともに、動植物の生態系を維持できるよう生息環境の保全につとめます。また、エコパークを拠点として環境保全思想の普及をはかります。

公害の未然防止と早期対応をはかるとともに、町民へ環境にやさしい生活スタイルを啓発していきます。

(4) 環境美化

ボランティアによる環境美化活動を支援するとともに、ポイ捨てに対するモラルやペットの飼育マナーの向上を啓発し、ごみのないまちづくりを推進します。また、地域住民との連携や環境パトロールの巡回監視を強化し、廃棄物などの不法投棄の撲滅をめざします。

5) 快適で美しいみずほ

まちづくりの方針9 美しい街並みの住みよいまち

(1) 土地利用

時代の変化に対応した都市計画マスタープランの見直しのもと、狭山丘陵や農地などの自然を保全しつつ、新たな*地区計画の導入や*用途地域の指定を検討しながら秩序ある市街地を形成し、住居、商業、工業の調和の取れた土地利用を誘導します。

(2) 土地区画整理

地域の特性を活かした魅力ある都市空間を創造するため、箱根ヶ崎駅西地区と殿ヶ谷地区の土地区画整理事業を推進するとともに、栗原地区土地区画整理事業の早期事業化をめざします。

新青梅街道の拡幅再整備が都市計画決定されたことから、関連する土地区画整理事業との一体的な展開をはかれるよう、関係機関との連携を強化するとともに、多摩都市モノレール延伸の早期事業化を促進します。

(3) 景観

町のもつ豊かで多様性のある自然的、歴史的景観の保全と、都市景観や新たな地域資源を活かした良好な景観の創出につとめ、調和の取れた街並みを形成します。また、町民やボランティアとの協働により、美しい街並みを維持するとともに、町民の景観に対する意識向上をはかります。

まちづくりの方針10 便利で快適に暮らせるまち

(1) 公共交通

公共交通網の充実による町民の利便性の向上と町の潜在的能力がより高く発揮できる環境づくりをすすめるため、JR八高線の複線化や輸送力の増強を要請します。また、土地区画整理事業による市街地整備にあわせた新駅の設置、バス路線および運行本数の拡充を要望していきます。

特に、新青梅街道の拡幅再整備の早期完成を東京都に促し、あわせて箱根ヶ崎までの多摩都市モノレール延伸について強く要請していきます。

(2) 住宅・公園

土地区画整理事業や*地区計画の進ちよくにあわせ、町民や事業者との協働をはかりながら、良好な住環境の誘導と定住化の促進をはかります。公営住宅については、高齢者や障がい者に配慮した改造、機能向上を考慮し、安心した生活を提供します。

遊具などの公園設備の安全性の確保に加え、公園ボランティアによる住民参加型の公園づくりをすすめ、町民に親しまれ、身近で特色のある公園空間を形成します。また、計画的な緑地の保全につとめます。

(3) 道路

町民の理解と協力により、生活道路の拡幅整備をすすめるとともに、防災の面からも拡幅が必要な道路については、公有地化をすすめていきます。また、不良箇所の早期発見と迅速かつ的確な対応につとめ、安全な道路環境を維持します。

国道や都道については、沿道の植栽など快適な環境づくりや、歩車道分離施設の設置を要請し、歩行者の安全を確保します。また、都市計画道路の整備を促進します。

(4) 上下水道・河川

公共下水道の計画的な整備と下水道施設の適切な維持管理を推進するとともに、*市街化調整区域内の整備の拡大をはかります。また、道路整備や宅地開発、自然災害による雨水の流出を防ぐため、*雨水貯留浸透施設の設置など、適切な対策を講じます。

上水道については、管理をしている東京都と災害時における給水体制の確保について、連携および協力体制を強化します。

親水空間の維持、保全のほか、水循環機能および*生物多様性など生態系の保全に配慮した河川づくりにつとめます。また、流域自治体と連携して、計画的な河川の改修、流出対策の実施、河川水質の調査および監視体制の強化をすすめます。

市街化調整区域 都市計画で定められる都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域。

雨水貯留浸透施設 雨水の地下浸透を促す施設のことで、浸透ます、浸透トレンチ、浸透U字溝などがある。

生物多様性 一般には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念。

7 総合計画を推進するために

まちづくりの方針11 連携と協働がささえるまち

(1) 地域協働

町民の意見をまちづくりに反映させるための仕組みを構築します。また、町内会や自治会、*NPOや住民活動団体の自主的な社会貢献活動を支援するとともに、町政各分野において、それら多様な主体との協働による柔軟かつ先駆的な町民サービスの提供につとめます。

地域協働をすすめるためにはボランティア活動の充実が必要です。町民が積極的に活動に参加し、町民同士がささえあう環境づくりに向け、ボランティアセンターみずほと連携し、地域の問題解決をはかることのできる円滑な活動を支援します。

また、女性も男性も互いの個性を尊重し、それぞれの能力を発揮できる地域社会を構築するため、時代の変化に対応した男女共同参画意識を高める活動を展開します。

(2) 広報・広聴

町民と連携、協働するためには、各種情報を共有することが重要です。多様化する町民ニーズに対応し、読みやすい広報紙とホームページの作成、行政情報の積極的な開示と提供につとめます。また、町民が町への意見を気軽に寄せることのできる環境を充実させます。

すべての町民が利便性のよい*ICT環境を享受することができるよう、情報のバリアフリー化や情報格差の解消、地域情報基盤の整備促進をはかります。

まちづくりの方針12 健全な行財政運営の自立したまち

(1) 行財政運営

町民へ質の高い行政サービスを提供し続けるために、行政改革の推進を強化するとともに、多様化、複雑化する行政課題に対応できる職員の資質の向上と効率的な組織体制の整備につとめます。また、町民の評価にもとづく行財政運営を計画的にすすめる仕組みと、町民の立場に立った行政手続制度の構築につとめます。さらに、町民に信頼されるよう、情報セキュリティの強化をはかるとともに、情報システムの最適化と効率化をすすめます。

町民にもっとも身近な基礎自治体として、安定した行政サービスの提供を維持するために、効率的な業務運営による行政コストの削減、確実かつ効果的な自主財源の確保と基金の運用、*地方債の抑制をはかります。また、客観的な評価ができる財政指標をわかりやすく示し、町の財政状況を広く公開していきます。

財政基盤の中心である*町税の安定的な確保のため、適正かつ的確な課税と収納率の向上につとめます。

(2) 広域行政

多様化、複雑化する行政課題の解決は、複数の自治体が共同で処理することで、効率的かつ効果的な行政サービスを提供することができます。*西多摩地域広域行政圏協議会構成市町村と連携し、新しい施策の展開に結びつけていきます。また、*一部事務組合による他市町村との連携を堅持するとともに、新たな広域連携のあり方を研究していきます。

特に、公共交通網の整備など瑞穂町だけでは解決できない課題については、近隣自治体と連携し、効果的な活動を推進します。

地方債 外部から調達する借入金のうち会計年度を越えて負担する債務のこと。いわゆる借金。

町税 町が課税権の主体であるもので、町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税がある。

西多摩地域広域行政圏協議会 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の4市3町1村によって構成する協議会。

一部事務組合 複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同処理するために設置する組織のこと。

